



松本労基協

2025.4.20 vol. 83

一般社団法人 松本労働基準協会 松本市大字島内3427-51 電話 0263-40-3600

だより

令和7年年間標語

「安全は 働くみんなで作るもの 働くみんなで守るもの」



撮影者：王子マテリア株式会社松本工場 田中 充 様

樹齢56年。工場東側に植えられている一部の桜は、過去、松本平で一番早くに咲く桜として桜に関する記事が新聞等に連載されていました。木の根元に配水管があり、その熱で他より早く咲き、通常は木の上から咲きますが、その木は下部から咲き始めます。

1/15 労働川柳結果発表会



最優秀賞

「おつかれと 感謝の気持ちは 忘れずに」

松本蟻ヶ崎高校 1年 鈴木まなか様作品

令和7年度 (一社) 松本労働基準協会 定時総会開催のお知らせ

日 時：令和7年5月28日（水）

午後3時30分より

開催場所：ホテルブエナビスタ

（松本市本庄1-2-1）

目次

新年度のご挨拶	2
令和7年度 事業活動重点事項（案）	2
令和7年度 行事スケジュール（案）	2
新任・退任のご挨拶	3
労働災害の適正な報告をお願いします！	4

STOP！熱中症クールワークキャンペーン	6
令和6年度 労務管理研修会	8
熱中症 罰則化 周知	8
転入・転出	8

新年度のご挨拶

新年度のスタートにあたって

(一社) 松本労働基準協会 会長 清水 是昭



会員事業所の皆様方には、当協会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。新年度の始まりにあたりご挨拶申し上げます。

昨今の経済情勢に目を向けますと、政府は令和7年度の経済財政運営の基本姿勢として、引き続き全ての世代の賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指し、最低賃金の引上げ、価格転嫁等の取引適正化、人手不足に対応する省力化・デジタル化投資の促進等に取り組むこととしておりますが、円安や天候不順、人件費や物流コストの増加などによって物価上昇圧力が強い状態が続いています。消費支出が抑制される懸念があるほか、関税の引き上げ等米国の政策による影響が不確定要素となっており、国内景気にとっては失速のリスクも想定されます。新しい年度を迎え、今後の景気の先行きについて更なる持ち直しが期待されるとともに、一人ひとりの生活基盤を強める確かな動きに繋げていくことが望まれます。

一方、松本地域の労働災害の状況を見ますと、県内の令和6年の労働災害については、休業4日以上 の災害は令和5年に比べ増加しており、死亡災害により6人の尊い命が失われました。死亡災害を撲滅し、労災を減少させることが引き続き大きな課題となっています。

年度初めは業務が集中するとともに、人事異動に伴う慌ただしい時期と重なるため、慣れた作業でも安全確認を怠ってしまったり、作業に不慣れな、働き始めて間もない従業員が不安全行動を取ってしまうなど、労働災害発生のリスクが高まる時期と言えます。労働災害の未然防止のためには、改めて社内一丸となった安全衛生対策の徹底が求められるところです。

当協会と致しましては、本年度も事業活動重点方針を掲げ、会員の皆様のお役に立てられるよう活動して参りますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

令和7年度 一般社団法人松本労働基準協会「事業活動重点事項」(案)

- I 労働災害防止活動の推進
- II 安全衛生講習会等受講推進
- III 長時間労働等労務管理に関する情報の発信強化
- IV 産業安全大会等主要イベントの活性化

令和7年度 (一社) 松本労働基準協会行事スケジュール (案)

日 時	行 事	場 所
5/28 (水)	定時総会	ホテルブエナビスタ
6/1 ~ 6/30	全国安全週間準備月間	
6/12 (木)	産業安全大会	キッセイ文化ホール
7/1 ~ 7/7	全国安全週間・夏季安全衛生パトロール	
7/4 (金)	松本城グリーンライトアップ	松本城
7/16 (水)	長野県産業安全衛生大会 (東信開催)	上小サントミュージゼ
9/17 (水)	労働衛生大会	キッセイ文化ホール
10/1 ~ 10/7	労働衛生週間	
10/ 下旬	最低賃金改定周知活動	
12/ 上旬	年末安全衛生パトロール	
R8/1/9 (金)	新年安全衛生祈願祭	深志神社
R8/2中旬	労務管理研修会	キッセイ文化ホール

退任のご挨拶

松本労働基準監督署 旧任署長 中野 博文



この3月31日付けで退職し、4月1日からは、再任用職員として長野労働局労働基準部賃金室に勤務しております。署長として勤務したのは1年間でしたが、清水会長様をはじめ役員の方々、そして会員の皆様方には格別なご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

近年、労働を取り巻く環境が変化しており、労働行政が取り組む課題も増加していますが、長野労働局の「安心して働ける信州のために」の理念のもと、松本署管内の皆様が、安全かつ健康的に、適正な労働条件で働くことができますよう努めてまいりました。様々な行政課題に取り組んでまいりましたが、中でも、松本署独自のものとして、「松本山雅FCのガンズくんと片山さんを熱中症予防・転倒災害防止特命大使に任命しての諸活動」、「松本城のグリーンライトアップ」「保育園の安全たなばた」「労働川柳コンテストinまつもと」等を実施しました。これらを通じ、行政上の課題や取組などを管内の皆様にご知っていただくための広報、周知啓発活動を行うことができましたが、これらすべて、貴協会の皆様のご協力があって、初めて実施できるものでした。改めて、感謝申し上げます。

結びになりますが、貴協会と会員の皆様方の益々のご発展をご祈念申し上げ、離任のあいさつとさせていただきます。

新任のご挨拶

松本労働基準監督署 新任署長 西尾裕一郎



本年4月1日より、松本労働基準監督署長を拝命いたしました西尾裕一郎と申します。

前任は2年間、長野労働局労働基準部監督課で、長野労働局内監督署の業務運営にかかる指導・調整等業務を担当しておりました。松本労働基準監督署での勤務は、平成18年度から21年度に方面主任として勤務し、今回2度目の勤務となります。

今回は管内の労働基準行政の推進に関して、署を統括する立場となりましたが、管内の行政推進につき、職員一丸となって、力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、ここで、当署の行政課題について、二点触れさせていただきます。一点目は労働災害の防止です。令和6年、管内の労働災害発生状況ですが、死亡災害について、6名の方が亡くなられ、また、死傷者数は398名となりました。死亡災害は令和5年の死亡災害ゼロから一転しての人数となりました。直近10年の死亡者数の平均が約3名で、これに倍する方が亡くなられており、由々しき状況にあります。また、死傷災害についても、統計上最も少なかった令和2年の318名から以後年々増加傾向にあり、このままでは当署の第14次労働災害防止推進計画（以下「14次防」と言います。）の死傷者数を令和9年において340人以下とする目標の達成も困難な状況となっています。このような状況の中、事業者の皆様には、14次防で掲げる①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、②転倒・腰痛災害等の作業行動に起因する労働災害防止対策、③高齢労働者の労働災害防止対策等を再確認いただき、そして、お取組みいただけるようお願いいたします。当署14次防の内容につきましては、以下のホームページ掲載の資料「労働災害の現状」で労働災害の発生状況とあわせてご参照いただければ幸いです。なお、セイフティーネットとしての役割を担う労災補償業務については、迅速・公正な給付に努めてまいります。皆様には、労働災害が発生した際の労働安全衛生法に基づく適切な報告も含め、その業務処理に引き続きご協力をお願いします。

二点目は長時間・過重労働等による健康障害防止についてです。過労死等労災請求事案は全国的に激増しております。また、長時間労働については、県内の状況、昨年10月に公表されました「長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果」では、時間外・休日労働の実績が月80時間を超える違法な時間外労働が147事業場、監督指導対象のおよそ4分の1で認められました。労働時間を適正に把握した上で、時間外・休日労働の上限規制を踏まえた36協定を遵守いただくことは最低限のラインとなります。また、過労死等労災請求事案のうち、精神障害事案ではハラスメントや対人関係を理由とする請求が相当数を占めており、各種ハラスメント対策等も喫緊の課題と考えられます。経済情勢の不確実性が高まっているところですが、事業の持続可能性を高めるためには、これら対応は避けて通れないものであり、当署でも「安心して働ける信州のために」に向けて、是正・改善に係る指導、解決策の助言等労働局の関係部署等とも連携を図りながら取組を進めてまいります。これら取組には貴協会のご協力が欠かせないものであり、松塩筑・木曽地域における労働環境の更なる改善に向け、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員企業皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



長野労働局
一労働基準監督署のご案内
松本労働基準監督署

労働者死傷病報告により労働災害の 適正な報告をお願いします！

～労災かくしは犯罪です!!電子申請により適正な報告を!!～

事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく※、
所定の事項を労働基準監督署長に報告しなければなりません。（労働基準法施行規則第57条）

※休業が4日に満たないときは、4半期ごとに最後の月の翌末日まで

（労働安全衛生規則第97条）

1. 労働者が労働災害により、負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき
2. 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき
3. 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき
4. 労働者が事業の附属寄宿舎内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき

労災かくしとは、「故意に労働災害等の発生事実を報告しないこと」又は「虚偽の内容により報告すること」をいい、このような労災かくしは適正な労災保険給付に悪影響を与えるばかりでなく、労働災害の被災者に犠牲を強いて自己の利益を優先する行為で、労働安全衛生法第100条に違反し又は同法第120条第5号に該当することとなります。

このような労災かくしに対して厚生労働省は、**罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、厳正に対処すること**としています。



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター
「たしかめたん」



「労災かくし」は犯罪です。
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/rousal/index.html>

労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）の報告内容（条文から抜粋）

- ① 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- ② 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- ③ 常時使用する労働者の数
- ④ 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- ⑤ 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- ⑥ 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- ⑦ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- ⑧ 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- ⑨ 休業見込期間又は死亡日時
- ⑩ 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- ⑪ 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因



◆「労働者死傷病報告」と「労災保険関係書類」は全く別の物です。

よくある間違いに「病院に労災保険の書類を提出したから労働基準監督署への報告は不要」と思われているケースがありますが、「死亡災害」「休業災害」については、労災保険の手続きに加えて（あるいは手続きとは別に）全て「労働者死傷病報告」の報告が必要です。労働者死傷病報告の詳細については、以下のホームページ等をご参照ください。

◆「休業」とは治療や安静のため、仕事を休むことをいい、医師の診断によります。被災当日（午前・午後に係らず）は休業日数に算入しませんが、被災日の翌日から暦日数で算定することとなりますので、事業場の所定休日によらないことにご留意ください。

◆「労働者死傷病報告」の報告は迅速に。

休業4日以上の場合の「労働者死傷病報告」は災害発生後「遅滞なく」報告することと定められていますが、この「遅滞なく」とは、「正当な又は合理的な理由がある場合を除き、直ちに」と解されています。なお、災害発生から「労働者死傷病報告」の報告まで概ね1ヶ月を超過している場合は、報告が遅れた理由について「遅延理由書」を求めることがあります。

◆「労働者死傷病報告」の報告内容は正確に。

労働者死傷病報告の報告内容に誤りが認められる場合があります。中でも事実を正確に報告せず、故意に偽った内容で報告した場合には、悪質な事例として刑事処分になりますので、報告書作成者は被災労働者や現認者等の関係者から事実関係を正確に聞き取る等により、記載内容を誤らないよう注意してください。

◆派遣労働者にかかる労働災害等については、「派遣元」事業者と「派遣先」事業者の双方からの報告が必要となりますのでご注意ください。



労働者死傷病報告
の報告事項が改正
され、電子申請が
義務化されます
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo_u_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

安全衛生帳
票入力支援
サービス



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

 厚生労働省 長野労働局・労働基準監督署

R7.2

報告作成時のポイントなど



安全衛生帳票入力
支援サービスをご
活用ください。

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

休業日数は、被災日の翌日から暦日数で算定し、休業日数が4日以上であれば「労働者死傷病報告（死亡又は休業4日以上）」により遅滞なく、休業1日から3日以内であれば「労働者死傷病報告（休業4日未満）」により半期ごとに取りまとめて報告する必要があります。

「事業場の名称」
名称は法人名のみではなく、事業場単位で入力してください。
※「事業場」⇒工場、店舗等、一定の場所で継続して作業している一体。ひとつの事業場であるかどうかは判断し、分散しているものは原則別々の事業場と考えます。

「休業見込期間」
医師・被災者等から確認の上、被災者が再び出勤可能となるまでの見込期間を入力してください。
※ケガや病気が治るまでの「全治」期間とは異なります。

「災害発生状況及び原因」
①から⑤の項目ごとに災害発生状況と原因がわかるように入力してください。

★「墮落・転落」
墮落直前の場所と高さ、具体的な作業内容と原因を入力してください。
★「はさまれ、巻き込まれ」
具体的な機械（又は重機等）の名称を記入するとともに、はさまれ、巻き込まれた箇所を具体的に記入してください。機械の製造元や型式番号等が分かる場合には、できる限り入力してください。
★「転倒」
具体的な発生場所のほか、事故の型については、不明な場合を除き、次の類型に留意してください。の滑りのつまずきの踏み外し等もつめ。
★「化学物質による災害」
化学物質名または製品名を記載する等、原因となるものについて詳細に入力してください。また、当該化学物質が労働安全衛生法の規制の対象となっている場合は、その旨を入力してください。例えば、当該化学物質が、安衛法第57条の2に基づく通知対象物（SDS交付対象物）である場合は、通知対象物である旨を入力してください。

「傷病名」、「傷病部位」
コード表（入力支援サービスの場合はプルダウン）により入力することとなりました。コード表については下の二次元コード等をご参照ください（PDFファイルの別添3及び4参照）。なお、分類に悩む場合には提出先労働基準監督署にご相談ください。

「国籍・地域」、「在留資格」
被災者が外国人の場合は、コード表（入力支援サービスの場合はプルダウン）により入力してください。なお、コード表については下の二次元コード等をご参照ください（PDFファイルの別添1及び2参照）。
※被災者が外国人でない場合は「被災した労働者は外国人ではありません」欄にチェックをお願いします。また、「特別永住者」など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、外国人とはなりません。

コード表

<https://www.mhlw.go.jp/content/1120000/00/001375378.pdf>

「労働保険番号」
数字が並ぶので間違えないように注意し、忘れずに入力してください。
建設工事現場の場合で、下請人の労働者が被災した場合は、元請人の労働保険番号を入力してください。
本社一括の事業場などでは最新の労働保険番号について、本社に確認されるようお願いいたします。

労働者死傷病報告

「事業の種類（日本標準産業分類）」
日本標準産業分類（令和5年7月告示）の細分類項目の分類番号4桁を入力してください（入力支援サービスではプルダウンから選択）。その事業場の主たる業務内容などから適切なものを選択して入力してください。

分類項目表
https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf

説明及び内容例
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05ko.umokusetsumei.html

「工事名」
工事現場で発生したもののについては、工事名を入力してください。

「親事業場・元方事業場」
製造業や建設業等で該当する場合は忘れずに入力してください。

「派遣先事業場名」「提出事業者の区分」
派遣労働者が被災した場合は、派遣元・派遣先双方の事業場に提出義務があるので、忘れずに入力してください。また、派遣先の郵便番号も漏れなく入力してください。

「経験期間」
事務職等の場合は勤務年数を入力することで差し支えありません。専門職業種やドライバー等の場合は他の事業場での経験年数も適宜入力してください。なお、1年に満たない場合にはその月数を報告ください。

「職種（日本標準職業分類）」
日本標準職業分類（平成21年12月告示）の小分類項目の分類番号3桁を入力してください（入力支援サービスではプルダウンから選択）。

説明及び内容例
https://www.soumu.go.jp/main_content/000661290.pdf

「被災地の場所」
災害が発生した場所を記入してください。※道路貨物運送業で荷主先等において被災した場合は、被災した場所の事業場名も可能な範囲で報告してください。

「略図」

簡潔で良いのでイラスト等のデータを添付してください。ただし、イラストだけでなく、補足の説明等も必要に応じて追加してください。「略図」を手書きで作成後、スキャナで読み込んで画像データとして添付することも可能です。スマートフォンで写真を撮って、そのデータを添付していただいてもかまいません。なお、略図以外の添付書類がある場合には、一番最初に必ず「略図」を添付してください（略図の対応ファイル形式：PNG、BMP、JPEGのいずれか）。

「報告書作成者職氏名」
労働基準監督署から報告書の内容について問い合わせる場合がありますので、担当者の職氏名を忘れずに入力してください。

「帳票提出労働基準監督署名」
原則として所在地を管轄する労働基準監督署を選択してください（工事現場の場合は現場所在地管轄）。ただし、状況によっては提出先が変わる可能性もありますので、ご不明な場合は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

注：社会保険労務士が申請帳票の入力作成や報告を代行する場合、(1)提出代行に関する契約があることを証明する書面と(2)社会保険労務士証票の写しのいずれも添付していただく必要がありますので、所定の「提出代行に関する証明書」をご利用ください。

参考通達
<https://www.mhlw.go.jp/content/000964046.pdf>

「事業者職氏名」
その事業を代表する者（被災者を直接雇用する者）の職氏名を入力してください。（派遣労働者の場合は、派遣先・派遣元それぞれの事業者職氏名）※①「労災保険の代理人」による提出は認められませんのでご注意ください。※②建設工事における労働災害の場合であっても、上記のとおり被災者を直接雇用している事業主名を入力するよう注意願います。

注：労働者死傷病報告の提出義務は、被災者本人や親企業・元請事業者等ではなく、被災者を直接雇用する事業者にあります。（派遣労働者については、派遣先・派遣元の両事業者に提出義務があります。）

労働者死傷病報告以外以下の報告も電子申請が原則義務となりました。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshinshinsei.html



電子申請の詳細はこちらからご確認ください。



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

———— キャンペーン期間 ————

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 長野県では7・8月を重点取組期間としています

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・長野労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月・8月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

2/26水

令和6年度「労務管理研修会」

キッセイ文化ホール

テーマ：「事業者として労働トラブルにどう備えるか」

弁護士 今井 智恵 様

令和7年2月26日（水）、キッセイ文化ホール国際会議室において労務管理研修会を開催しました。

前半は、①松本労働基準監督署中野署長より、第14次労働災害防止（5か年）計画の3年目にあたり積極的に労働災害対策に取り組んでいること、長時間労働の抑制、適正な労働条件の確保等の話がありました。続いて、②松本労働基準監督署安全衛生課鎌倉課長から、労働災害の現状や化学物質等説明、③新井労働基準監督官から、監督官からの労務管理上の注意点等具体例を交えて詳細に説明がありました。

後半では、弁護士の今井様から、「事業者として労働トラブルにどう備えるか」と題して研修をいただきました。長野紛争調整委員会委員の経験から、労務トラブル事例、その解決の実例、実例に応じた損害賠償額を具体的に説明いただき、労務トラブルの発生から解決までの流れを知った上で、労務トラブルにどう備え、発生後はどの場面でどう対応するか等時系列に沿った対応ポイントの説明がありました。全体を通じて日常業務の中で心がけていきたいと強く思う内容であったと思います。松本公共職業安定所（ハローワーク松本）池上所長、松本職業安定協会赤羽様からもご挨拶をいただきました。当日は、110事業所、約130名と多くの会員の皆様にご参加をいただきまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。



熱中症 罰則化 周知

令和7年6月1日以降、熱中症のおそれのある作業、具体的には「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業を対象として、事業主に対し、具体的な熱中症対策を講じることが義務付けられます。事業者が講じるべき熱中症対策は、大きく分けて「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係者への周知」の3点です。詳しくは厚生労働省「熱中症を防ぐために知っておきたいこと熱中症予防のための情報・資料サイト」を参照をお願いします。



令和7年度 松本労働基準監督署 人事異動

辞 職	令和7年3月31日付	
松本労働基準監督署長	中野 博文	
転 出	令和7年4月1日付	
新 任	氏 名	旧 任
賃金室労働基準監督官	中野 博文	署長
監督課地方労働基準監察監督官	上田 昌美	第一方面主任監督官
大町署監督・安衛課長	唐澤 直人	第二方面主任監督官
労災補償課特別労災認定指導官	柳沢 光彦	労災課長
総務課会計第二係長	嶋田 淳	労災課労災認定調査官
労働保険徴収室特別徴収専門官	轟 秀樹	業務課業務係長
群馬局前橋署安全衛生課	新井 雅人	第一方面
宮崎局延岡署監督課	上拾石潤平	第二方面
厚生労働省労働基準局 労災保険業務課労働基準 行政デジタル化推進第四係	藤巻 吉道	第二方面
長野署第四方面主任監督官	瀬尾 由理	安全衛生課
飯田署監督・安衛課（安衛係）	中平 英貴	安全衛生課

転 出	令和7年4月1日付	
新 任	氏 名	旧 任
長野署労災課	上倉 琉希	労災課
第二方面主任監督官	前田 隼平	第三方面主任監督官 (同一所属内での異動)

転 入	令和7年4月1日付	
新 任	氏 名	旧 任
署長	西尾裕一郎	監督課主任地方労働基準監察監督官
第一方面主任監督官	深見 洋幸	愛知局一宮署第一方面主任監督官
第三方面主任監督官	小林 歩	新潟局長岡署第一方面
業務課長	北原 修一	労災補償課労災保険給付調査官
労災課長	滝沢 光二	岡谷署労災課長
第一方面	西川 明伸	神奈川局厚木署第二方面
第一方面	矢口 優花	新規採用
第二方面	上條 真実	労働基準部監督課
安全衛生課	新井 貴大	北海道局釧路署第一方面
安全衛生課	波元 寿和	北海道局札幌東署第三方面
労災課補償係長	飯塚麻里子	飯田署労災課補償主任
労災課	岡村 芽依	労働保険徴収室適用第一係